

キャリア教育に関する国の動き

資料2

教育基本法(平成18年12月改正) (関係条文抜粋)

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

学校教育法(平成19年6月改正) (関係条文抜粋)

義務教育

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法第5条2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 4 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 10 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

高等学校

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

学習指導要領の改訂

小学校・中学校(平成20年3月)

高等学校(平成21年3月)

初等中等教育段階におけるキャリア教育・職業教育の推進

教育基本法(平成18年12月改正) (関係箇所抜粋)

(教育の目標)

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

教育振興基本計画(平成20年7月閣議決定) (関係箇所抜粋)

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

4) 特に重点的に取り組むべき事項

◎ キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供の推進

○ キャリア教育や専門高校における職業教育の推進

中学校を中心とした職場体験活動をはじめ、キャリア教育を推進する。あわせて、すべての専門高校において、地域社会との連携強化等を重視するなど、職業教育の活性化を促す。

学校段階を通じた体系的な取組

小学校

～学習指導要領(平成20年3月)～

(例)

- ・自己の生き方についての考えを深める【総則・道徳・総合的な学習の時間・特別活動】
- ・働くことよさを感じて、みんなのために働く【道徳】
- ・自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす【道徳】
- ・勤労の尊さや生産の喜びを体得する【特別活動】

キャリア教育指導資料の作成・配付

発達段階に応じたキャリア教育支援事業(小中連携による一貫したプログラム開発等)

中学校

～学習指導要領(平成20年3月)～

(例)

- ・規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画する【総則・道徳】
- ・職場体験活動の推進【道徳・総合的な学習の時間】
- ・勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかわる啓発的な体験が得られるようにする【特別活動】

5日間以上の職場体験
(キャリア・スタート・ウィーク)

高等学校

～学習指導要領(平成21年3月)～

(例)

- ・地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得よう配慮【総則】
- ・生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導を行う【総則】

高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究

目指せスペシャリスト(スーパー専門高校)
地域産業の担い手育成プロジェクト